二　特定調達契約の締結までに急を要する場合　10日
三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　50日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
イ　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第５条の規定により発行される官報により行う場合
ロ　第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
四　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。）　13日
ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日

２　契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争公告をする事項）

第６条　一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　入札保証金に関する事項
六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付
七　会計規程第35条第２項の規定による申請の時期及び場所
八　第10条に規定する文書の交付に関する事項
九　落札者の決定の方法

２　契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約を担当する職員は、第１項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する課部門の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は会計規程第35条第２項の規定による申請の時期
三　契約を担当する職員の氏名及びその所属する課部門の名称

（指名競争の公示等）

第７条　第５条第１項及び前条の規定は、契約を担当する職員が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第５条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第一号及び前条第２項中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第５条第１項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一号から第五号中「事項」とあるのは「事項及び会計規程第35条第２項の規定による基準に基づく競争において指名されるために必要な要件」と読み替えるものとする。

２　会計規程第35条第２項の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

３　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語

（一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から会計規程第35条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が会計規程第35条第２項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果会計規程第35条第２項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、会計規程第35条第２項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第２項に規定する事項及び第３項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　契約を担当する職員は、第１項の審査資格の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（郵便等による入札）

第９条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（技術仕様）

第９条の２　研究所理事長又はその委任を受けた職員が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。
一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

２　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

（入札説明書の交付）

第10条　契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。）
二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する課部門の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　その他必要な事項

（落札）

第10条の２　研究所理事長又はその委任を受けた職員は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。